

廿日市市と住宅金融支援機構が連携

地方公共団体と機構が連携

【フラット35】地域連携型



フラット35地域連携型とは、子育て支援や地域活性化のために廿日市市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する廿日市市による補助金とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

ご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、廿日市市から、「**【フラット35】地域連携型利用対象証明書**」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) でご確認ください。

「**【フラット35】地域連携型利用対象証明書**」の交付を受けるには、廿日市市の補助金交付対象で、それぞれ以下の要件を満たす必要があります。

「廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金」を利用する場合

- 取得する住宅が新築住宅又は中古住宅であること。
- 補助申請者（申請予定者を含む）又は当該補助申請者の配偶者のいずれかの年齢が補助金申請日時点で満50歳未満であること。

「廿日市市空き家活用支援補助金」を利用する場合

- 次の①又は②に該当する空き家を取得すること。（ただし、住宅、店舗併用住宅の居住の用に供する用途として利用するものに限る。廿日市、大野の市街化区域は対象外）
 - ① 廿日市市空き家バンクに登録された空き家
 - ② 地域支援員等※のマッチングにより活用が決まった空き家
- ※ 地域支援員、地域自治組織、対象地域を活動拠点とした NPO 法人

利用申請の書式、制度の詳細はこちらの QR コードから→



廿日市市の補助金のお問い合わせ先

廿日市市 建設部 住宅政策課
0829-30-9187

【フラット35】に関するご相談は 住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

利用できない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。

048-615-0420 (通話料金がかかります。)